

◎危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する件 新旧対照表

改正後			改正前		
別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム			別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム		
1～13 (略)			1～13 (略)		
14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育			14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育		
15・16 (略)			15・16 (略)		
1～13 (略)			1～13 (略)		
14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育			14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務）従事者安全衛生教育		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
1 伐木作業等の特徴と作業の安全	(1) 伐木造材作業の安全 (2) 大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理 (3) <u>下肢の切創防止用保護衣等の着用</u>	<u>2.0</u>	1 伐木作業等の特徴と作業の安全	(1) 伐木造材作業の安全 (2) 大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理 (新設)	<u>1.5</u>
(略)			(略)		
計	(略)	<u>6.5</u>	計	(略)	<u>6.0</u>
15・16 (略)			15・16 (略)		